申請受付を開始 ます

特例給付金」の支給を行います。 措置として「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」と「子育て世帯臨時 消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、市では臨時的な給付

願いします。 各給付金の申請受付を7月23日泳より開始しますので、手続きをお

申請受付期間

7月23日冰~

平成27年1月23日金

みなしますので、必ず期間内に手続きを お願いします。 合、各給付金の受給は辞退されたものと 申請受付期間内に申請がなかった場

書類の発送時期

※給付の対象の可能性については、次ペー る方に郵送させていただきます。 ※申請書が届いた方が、必ず給付を受け ジの「対象者診断チャート」を参照し られるものではありません。 申請書類は、給付の対象の可能性 てください。 いのあ

)臨時福祉給付金の申請書

の受給者

異なります。 申請書の郵送時期が①と②の場合で

①世帯員全員が平成26年度分の市民税 が課税されていない世帯

発送先 世帯主

②世帯の中に平成26年度分の市民税が いる世帯員がいる世帯 課税されていない世帯員と課税されて 発送時期 7月22日火までに郵送

発送先 帯員 場合は世帯主 世帯主が課税されている場合は各世 世帯主が課税されてい ない

発送先 子育て世帯臨時特例給付金の申請書 発送時期 平成26年1月分の児童手当 準備が整い次第郵送 (9月初旬を予定

> ※臨時福祉給付金の対象となる場合は、 ※公務員の方は、各所属庁から別途 からの申請書の送付はありません)。 状況証明書が配付されます(高山市 請書および児童手当(特例給付)受給 発送時期 7月22日火までに郵送

申請書の記載事項

象外となります。

子育て世帯臨時特例給付金の支給対

事項」および「記載例」を同封しますの で、それらの資料をよくお読みいただき、

手続きをお願いします。

付が必要になりますので、申請書や同 口座確認書類(通帳等の写し)などの 身分証明書の写し)や、振込先金融機関 資料をご確認ください。 また、申請には、本人確認書類(公的

各給付金の給付

き、給付の可否を決定し通知します。 類、給付要件などを審査させていただ 込みます。 決定後、指定された口座へ給付金を 申請書の提出後、記載内容や添付書

申請書郵送時に、「申請に関する留意

申請書の提出方法

同封の返信用封筒にて郵送していただくか、市役所本庁または 各支所窓口に直接ご提出ください。

なお、窓口申請の受付会場および受付時間は次のとおりです。

7月23日(水)~平成27年1月23日(金) (土日祝日、年末年始を除く)

時間 午前8時30分~午後5時15分 場所 **本庁**: 7月23日(水)~8月22日(金)

市役所地下001会議室(花岡町2)

- 8月25日(月)~平成27年1月23日(金)
 - 臨時福祉給付金は福祉課(市役所1階)
 - ●子育て世帯臨時特例給付金は 子育て支援課(市役所1階)

支所: 7月23日(水)~平成27年1月23日(金) 各支所地域振興課

窓口延長(本庁のみ)

7月23日(水)~8月22日(金)の期間内の木曜日に限り、

午後7時まで 休日窓口(本庁のみ)

7月26日(土)、7月27日(日)、8月9日(土)、8月10日(日) ※開設時間は午前9時~午後4時です

問合先

- ●臨時福祉給付金に関すること 福祉課 ☎35-3357 ●子育て世帯臨時特例給付金に関すること 子育て支援課 ☎35-3359